

新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和3年6月21日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じて来ました。

香川県においては、香川県対処方針に沿って住民の皆さまに感染拡大防止対策への協力要請等をしてまいりましたが、県内での感染者の急増を受けて、5月9日から感染警戒レベルを6段階のうち最も厳しい「緊急事態対策期」としました。その後、感染は下降局面となりましたが医療のひっ迫状況から、6月1日（火）から感染警戒レベルを「感染拡大防止集中対策期」に移行したものの県独自の「医療ひっ迫警戒警報」を発令し、必要な対策を講じてきました。6月21日からは、県内の新規感染者数や確保病床使用率から感染警戒レベルを「感染拡大防止対策期」へ移行しますが、引き続き住民の皆さまのご理解とご協力を得て、感染防止対策の徹底を行っていくこととしています。

土庄町においては、県内外及び小豆郡内での感染者の発生状況等を踏まえて、町における新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針を次のとおりといたします。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

基本方針

1. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の徹底を推進するとともに、県の対処方針に基づいた協力要請等に応じる。
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、県が策定する「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針」に沿った概ね2分の1程度の参加人数等を目安に、そのイベント毎の性質を判断の上、開催するものとする。
3. 公共施設を利用する民間・団体主催の集会やイベント等については、2.と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。
4. 不要不急の外出や移動についての慎重な検討を要請する。